

クーリング・オフとは？

クーリング・オフとは、いったん契約をした後でも消費者が冷静に考えることができるように、一定期間であれば条件なしで契約を解除できる法律や約款に基づく制度です。主に不意打ち的な勧誘で契約した場合などで適用されます。自分の意思で店舗へ出向いて、その場で契約する場合やインターネットなどの通信販売による契約は、じっくり考えてから決めることができるので、クーリング・オフの対象外です。

クーリング・オフができる期間と取引内容

期間は契約書面や申込書面を受け取った日を1日目と数えます。

期間	特定商取引の内容
8日間	訪問販売…キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む
	電話勧誘販売
	特定継続的役務提供…エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚紹介サービス
	訪問購入…業者が自宅などを訪ねて商品を買取る
20日間	連鎖販売取引（マルチ商法）
	業務提供誘引販売取引（内職商法）

※表の販売方法・取引でも条件によってはクーリング・オフできない場合があります。

クーリング・オフの通知方法

期間内に、はがきまたは電磁的記録（メールなど）で、契約をやめたい旨を業者に通知します。はがきで通知する場合は、証拠として必ず両面のコピーを取り、特定記録郵便や簡易書留でなどの記録が残る方法で送ります。

消費生活センターに相談してください

クーリング・オフできる取引かどうか不明な場合や、通知の書き方がわからない場合は消費生活センターに相談してください。

太宰府市消費生活センター 毎週月～金曜日（年末年始、祝日を除く）

時間 午前9時30分～午後4時（正午～午後1時までは昼休み）

場所 市役所2階消費生活相談室

※予約不要・無料 ※電話での相談も受け付けています。（☎内線348）



コミュニティ無線で Jアラートを試験放送します

問い合わせ 防災安全課 防災対策係
（☎内線519・531）



放送日時

5月28日(水) 午前11時

筑紫野警察署からのお知らせ

問い合わせ 筑紫野警察署 ☎(929)0110

ニセ電話詐欺の約6割は国際電話により発生しています。被害を防ぐには、国際電話をブロックするのも一つの方法です。海外との電話が不要な人は、次のセンターへ連絡して発信・着信を無料で休止することができます。

国際電話 不取扱受付センター ☎0120-210-364（通話無料）

対応時間：平日午前9時～午後5時 ※自動音声案内は24時間365日対応

令和の都だざいふ応援大使による

講演会開催

問い合わせ 国際・交流課 国際・交流係（☎内線482）

日時 5月19日(月) 午前10時40分

場所 日本経済大学
KOROKAN4階 大講義室
（駐車場はありません）

対象者 どなたでも

料金 無料

詳細は上記国際・交流課まで
問い合わせてください。

申込
不要



講演会のテーマ

「大きく変動する 世界を生き抜く」



講師 令和の都だざいふ応援大使 宮本 雄二氏

令和5年から本市の「令和の都だざいふ応援大使」に就任している元駐中国特命全権大使・宮本雄二さんが、生まれ育った故郷に恩返ししたい思いから講演会を開催します。

世界で活躍した経験を聴ける機会ですので、ぜひ来場してください。